

空襲被害者等援護法 立法化について

全国空襲被害者連絡協議会 河合節子

アジア太平洋戦争が終わって 76 年が経過しても、戦争被害の救済を求めている人がいることをご存知ですか。何かの原因のために大きな被害を受けた人が、謝罪と賠償を求めるのは当然のことです。戦争は、最大の国策です。戦争の結果、大きな被害を受けた人々が、国に謝罪と賠償を求めることは当然のことだと思います。ところが日本では、戦争に協力した人（軍人軍属）とその遺族には累積 60 兆円もの給付をしている一方、民間人の戦争被害に対しては、1 円の給付も、謝罪の一言もありません。「空襲被害者も国からの補償があったのではないか」と思っている方もありますが、実は見棄てられてきたのです。民間人が命を奪われ、親を亡くして孤児になっても、大けがをして一生後遺症に苦しんでも、国は責任を負わないということです。

こんな国であっていい筈がない。いままで、各地の国賠訴訟や、立法化運動があったことが次ページの年表でご覧いただけます。そして今、当事者がまだ生きているうちにと、空襲被害者に対する救済法の立法化を国会に働きかけています。「空襲等民間戦災障害者に対する特別給付金の支給等に関する法律」（仮称）が、超党派空襲議連で検討されています。現在生存している戦災障害者に 50 万円の一時金を支給することを中心に、空襲被害の実態調査と追悼施設の実現を骨子素案に盛り込みました。

戦争中、連合軍（ほぼ米軍）による爆弾、焼夷弾、機銃掃射などの空襲や艦砲射撃、原爆投下など大規模な無差別爆撃（国際法違反）によって、民間人の死者は 50 万人とも 60 万人ともいわれています。実際は、何人が犠牲になったのか、だれが死んだのかよくわかりません。小規模の空襲や片田舎の被害は記録がないかもしれません。いろいろな調査や統計がありますが、国による統一的網羅的な実態調査がされていません。

例えば、私の母親と、幼い弟 2 人は東京大空襲で命を奪われたと思われませんが、だれも確認してはいません。どこのだれかも判別できない状態で、処理されたのです。当時の社会情勢の中ではやむを得なかったかもしれませんが、せめて、いつ、どこでどんな空襲があり、だれが、戦争の犠牲になったのか、その人々の名前くらい国の責任で、調査、記録し、保存、公開してほしいと望んでいます。そして国の責任で、追悼の施設を造ってほしいと、望んでいます。少しでも、戦争の犠牲者の一人一人の名誉回復となることを望んでいます。なぜ、今更と思われる方があるかもしれませんが、被害者たちの声に耳を傾けなかったのは、戦後、歴代の政府です。

戦争の苦しみは、76 年が過ぎても、癒されることはありません。戦争の歴史が忘れられたとき、次の戦争がはじまります。いまの平和憲法は、犠牲者たちの遺言でしょう。私に戦争体験を語れと言われれば、被害のお話しすることになりますが、アジア太平洋戦争で日本が朝鮮半島、中国、東南アジアの国々への加害の事実をもっと知らなければ、戦争の歴史に近づくことができないと思っています。

最後に、空襲被害者の援護法が成立したなら、該当者の掘り起こしや、実態調査に、皆様のご理解とご協力が必要になります。その節には、どうぞよろしくお願いします。

戦災援護の流れと民間被害者

日本は戦争によって被害を受けた一般市民に対しては、一言の謝罪も、賠償もしていない。自然災害には援護されるのに、国が始めた戦争による死者、障害者、戦争孤児や遺族に国は責任がないという基本的態度は、今も、更には未来へも継続されている。戦争による犠牲、損害は国民が等しく受忍しなければならない（受忍論）は断ち切らなければならない。

- 1937年 日中戦争始まる
- 1938年 国家総動員法施行（全国民が戦時体制に）
- 1941年 太平洋戦争始まる 防空法改正（空襲の時防火、消火を義務化）
- 1942年 戦時災害保護法を施行（空襲被害者の扶助）
- 1945年 空襲被害拡大 敗戦
- 1946年 GHQ 戦争に関する制度を廃止 戦時災害保護法も廃止
- 1947年 日本国憲法施行
- 1952年 講和条約が発効
- 1953年 軍人恩給が復活
- 1972年 全国戦災傷害者連絡会結成、救済運動開始
- 1973年 「戦時災害援護法案」議員提案するも廃案
- 1975年 三木首相が「民間人は国との雇用関係が無かったので援護できない、救済は一般の社会保障で」
- 1987年 名古屋空襲訴訟で最高裁は「戦争による犠牲損害は国民が平等に受忍すべき」と上告棄却
- 2007年 東京大空襲訴訟提訴
- 2008年 大阪空襲訴訟提訴
- 2010年 全国空襲被害者連絡協議会を結成
- 2011年 超党派の空襲議員連盟が発足
- 2013年 東京大空襲訴訟で最高裁が上告棄却
- 2014年 大阪空襲訴訟で最高裁が上告棄却
- 2014年 空襲議連会長鳩山邦夫元法相が「自然災害の被害者が国から援護されているのに、国が始めた戦争の被害者が救われないのはおかしい」とあいさつ。
- 2016年 鳩山氏急逝 後任会長に河村建夫元官房長官が就任
- 2017年 空襲議連総会で「空襲被害者救済法」（仮称）骨子素案を承認
- 2021年 3月現在 いまだ、上程されず。

戦後補償 民間人棚上げ

第二次世界大戦の民間人空襲被害者を救済する議員立法を目指す超党派の国会議員連盟（空襲連盟）が、国会での法案提出送りを決めた。国は元軍人・軍属には補償や援護をする一方で民間人に対しては拒否してきた。被害者による度重なる訴訟では、裁判所は訴えを退けつつも、被害を認定し立法による解決を促している。立法が実現しない言葉をさへ、空襲被害者の思いを聞いた。

検証

「解決済み」と党及び腰

空襲被害者救済法案見送り

- 民間人空襲被害者等援護法を巡る経緯
- 1973年 議員立法「戦時災害援護法案」が国会に提出される。88年まで14回提出されるが、いずれも継続審議もしくは審議未了で成立せず
 - 2005年 シベリア抑留者らに対する事業を巡り、政府と与党が戦後処理問題を終了とする「了解事項」
 - 07年 東京空襲の被害者らが東京地裁に国家賠償訴訟を提訴
 - 08年 大阪空襲の被害者らが大阪地裁に国家賠償訴訟を提訴
 - 09年 東京地裁で、東京空襲被害者原告団が敗訴
 - 10年 議員立法によりシベリア特措法が成立。全国空襲被害者連絡協議会が発足
 - 11年 大阪地裁で大阪空襲被害者原告団が敗訴。空襲被害者の救済立法を目指す超党派の国会議員連盟が発足
 - 12年 東京高裁が東京空襲原告団の控訴棄却
 - 13年 最高裁で東京空襲原告団の敗訴確定。大阪高裁が大阪空襲原告団の控訴を棄却
 - 14年 最高裁で大阪空襲原告団の敗訴が確定

今年3月10日、河村会長は自民党本部で「戦後補償幹事長に面会し法案成立を訴えた。二階幹事長は「われわれの代でやらな」といけないう課題だ」と答えた。野党は法案提出についてすべて同意している。当事者の期待は高まった。しかしその後、自民党内の動きは鈍かった。大きなハードルは二つ。一つは「戦後補償問題は解決済み」という認識だ。同日、自民党の下村博文政調会長は記者会見でこの問題に触れ、2005年

の政府・与党の了解事項を挙げ「戦後処理問題に関する措置はすべて確定、終了したものとされている。この政府・与党の決定との整合性を重視するのが筋」と話した。

「了解事項」は昨年8月、シベリア抑留者など戦争被害者に対する慰謝事業を行うに当たり交わされた。以上の措置により、戦後処理問題に関する措置はすべて確定、終了したものとすると、この文書で、与党の自民党と公明党の幹部、関係閣僚が名を連ねたものだ。

だが、戦後補償問題に関するこうした与党と政府の「手打ち」は、過去にもあった。1967年に海外からの引き揚げ者などに対する特別給付金総額17億5000



民間人空襲被害者らを救済する法案の成立を訴える河合節子さん。法廷闘争と立法運動の中で亡くなった人たちの遺影を掲げた一東京・永田町の衆院第2議員会館前で10日

進む高齢化時間との闘い

民間人戦争被害者が国に補償と謝罪を求める訴訟は、00年代になって相次いだ。なぜ戦後60年近くが過ぎてからだったのか。東京大空襲で母親と弟2人を亡くした河合節子さん、千葉県市は、07年に提訴された東京空襲国家賠償請求訴訟の原告に加わった。「空襲被害者は、マイナスからのスタートで、日々の生活は何とかなるのが精いっぱい。訴訟や立法活動は無理でした」と振り返る。

10年には、原告らを中心とする全国空襲被害者連絡協議会が発足。法廷闘争と並行して立法による解決を目指した。東京大阪の国賠訴訟は14年までに最高裁で敗訴が確定したが、判決が立法による解決を促したこともあり、当事者の期待は立

人だけ補償がないのはおかしい」という気持ちを高め、運動を始めた。08年には大阪空襲などの被害者による国賠訴訟も始まった。

10年には、原告らを中心とする全国空襲被害者連絡協議会が発足。法廷闘争と並行して立法による解決を目指した。東京大阪の国賠訴訟は14年までに最高裁で敗訴が確定したが、判決が立法による解決を促したこともあり、当事者の期待は立

法による解決に向かった。11年、当時の与党である民主党政権が中心の議員連盟が発足。法案作成を進めた。最初は無傷者以外にも戦後孤児や遺族らまでを対象とした。試算では対象者が約7万人、総額6800億円の内容だった。12年の衆院選でメンバーが多数落選した議連は事実上活動を停止した。

その後、自民党の重鎮だった鳩山邦夫衆院議員が会長に就任し、議連が再スタート。鳩山氏の死去後、現在の河村会長もこの法案作成が進んだ。1人1億5000万円を支給することが柱だ。対象は空襲などで障害やケロイドを負った人で、法施行時点で生存する人。それ以外は戦争孤児でも対象にならない。対